

注 記

1 重要な会計方針

(1) 有形固定資産等の評価基準及び評価方法

① 有形固定資産……………取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

ア 昭和 59 年度以前に取得したもの……………再調達原価

イ 昭和 60 年度以後に取得したもの

取得原価が判明しているもの……………取得原価

取得原価が不明なもの……………再調達原価

② 無形固定資産……………取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

取得原価が判明しているもの……………取得原価

取得原価が不明なもの……………再調達原価

(2) 有価証券等の評価基準及び評価方法

満期保有目的の有価証券について償却原価法（定額法）を採用しています。

(3) 有形固定資産等の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物 15 年～39 年

工作物 10 年～20 年

物品 5 年～10 年

② 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価値をゼロとする定額法

(4) 引当金の計上基準及び算定方法

① 徴収不能引当金

未収金については、過去 5 年間の平均不納欠損率により（又は個別に回収可能性を検討し）、徴収不能見込額を計上しています。長期延滞債権については、個別に回収可能性を検討し、徴収不能見込額を計上しています。

② 賞与等引当金

翌年度 6 月支給予定の期末手当及び勤勉手当並びにそれらに係る法定福利費相当額の見込額について、それぞれ本会計年度の期間に対応する部分を計上しています。

③ 退職手当引当金

期末日に在職する職員の自己都合要支給額から、組合への負担金の加入時以降の累計額から既に退職手当として支給された額の総額を控除した額に、組合における積立金額の運用益のうち北信広域連合へ按分される額を加算した額を控除した額を計上しています。なお、当該計算額がマ

連結の方法は次のとおりです。

特別会計はすべて全部連結の対象としています。

- ② 地方自治法第 235 条の 5 の規定により出納整理期間が設けられています。当会計年度に係る出納整理期間（平成 29 年 4 月 1 日～5 月 31 日）における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。
- ③ 各項目の金額を表示単位未満で四捨五入しているため、合計等の金額が一致しない場合があります。
- ④ 売却可能資産に係る資産科目別の金額及びその範囲
該当する資産はありません。
- ⑤ 一時借入金の状況
一時借入金の借り入れはありません。なお、一時借入金の限度額は各会計ごとに 30,000 千円です。

以上